

## 災害時における緊急測量業務等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県測量設計業協会姫路支部所属会員（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害時の緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして業務を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 派遣を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務のうち初期対応は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）
- (2) 道路交通確保又は二次災害防止のための仮設構造物の設計業務
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

2 初期対応以外の業務は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法を決定するために必要な重要構造物の設計及び地質調査
- (2) 早期に保存しておかなければ痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

（乙の責務）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、業務を甲に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき業務を行った場合は、様式2による実施報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した事業所名、測量機材等の台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が業務に要した費用は、甲が負担するものとし、当該費用の額については、甲の積算基準又は乙の見積もりにより甲が算出するものとする。

（損害の負担）

第6条 この協定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとれるよう、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年(2017年)1月17日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 石 見 利 勝

乙 姫路市城北新町1丁目8番25号  
一般社団法人兵庫県測量設計業協会 姫路支部  
支部長 所 達 弘

以下別紙

株式会社アイコン

姫路市飾磨区都倉一丁目103番地

代表取締役 松 本 啓 司

株式会社朝日測量設計事務所

姫路市神屋町三丁目44番地

代表取締役 山 口 太 一

有限会社アングル測量設計

姫路市広畑区蒲田5丁目128番1

代表取締役 西 尾 計 宏

株式会社カイヤマグチ

姫路市飾西60-2

代表取締役 山 口 政 勝

株式会社神崎測量設計

神崎郡市川町屋形723-1

代表取締役 竹 澤 正 数

株式会社コンサルタント関西

姫路市白浜町宇佐崎中3丁目1番地2

代表取締役 加 藤 雅 宣

株式会社飾西測量

姫路市飾西274

代表取締役 横 山 通 哉

新日本設計株式会社

姫路市三左衛門堀西の町66番地

代表取締役 青 田 龍 三

株式会社大設

姫路市広畑区蒲田4丁目140番地

代表取締役 篠 原 祥

有限会社テクノスリー

姫路市辻井4丁目7番31-3号

代表取締役 井 口 成 人

株式会社日進サーバー

姫路市大津区新町1丁目7番地

代表取締役 雲 丹 亀 忠 雄

播磨地質株式会社

姫路市城北新町1丁目8番25号

代表取締役 所 博 彦

有限会社平成開発設計

姫路市飾東町庄318番地3

代表取締役 石 本 了

北斗測量設計株式会社

姫路市北夢前台1丁目146番地

代表取締役 長 谷 川 賢 宏

株式会社丸尾計画事務所

姫路市小姓町16

代表取締役 丸 尾 哲 也

株式会社ヤス測量設計

姫路市白鳥台2丁目12-3

代表取締役 中 谷 康 夫

八幡建設測量株式会社

姫路市飾磨区中島1264-1

代表取締役 八 幡 憲 治

有限会社ヤマト測量

姫路市博労町119番地

代表取締役 麦 倉 豊 史

## 緊急測量業務等 要請書

様

(要請者)

姫路市長

○ ○ ○ ○

1 災害の状況及び業務内容

2 派遣を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣場所

(3) 派遣期間

3 現場責任者

4 その他必要な事項

姫路市災害対策本部

所 属 \_\_\_\_\_ 班

担当者 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

## 緊急測量業務等 実施報告書

姫路市長 様

○ ○ ○ ○

## 1 従事した事業所名及び測量機材等の台数及び人員の実施状況

## (1) 事業所名

## (2) 測量機材等の台数及び人員

| 測量機材 | 台 数 | 従事人数 |
|------|-----|------|
|      |     |      |

## 2 業務内容及び場所

## 3 従事した期間

## 4 その他必要な事項

一般社団法人兵庫県測量設計業協会 姫路支部

事業所名 \_\_\_\_\_ 印

担当者 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_